官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務八二、八三）　一
○ザンビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一四七）　二
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務一二〇）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産六六四～六六九）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業七三）　三
○国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第九条の四第一項の規定に基づく登録実務講習の登録の件（国土交通三四〇）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（同三四一、三四二）　四
○道路に関する件（東北地方整備局四九）　四
○道路に関する件（九州地方整備局八〇）　四
○道路に関する件（北海道開発局四四～四九）　四
〔国会事項〕
〔人事異動〕
国家公安委員会　警察庁　福岡県　六
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項
国営東近江土地改良事業（区画整理・農業用用排水）計画の公告（農林水産省）　七
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　七
北海道開発局公示（北海道開発局）
法務　八
公証人任免（法務省）　八
産業
日本産業規格（経済産業省・国土交通省、国土交通省）　八
〔公告〕
諸事項
官庁
登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　四
特殊法人等
外務省共済組合定款の一部変更関係　五
会社その他　六

その他告示

○法務省告示第八十二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月二十五日

法務大臣　鈴木　馨祐

認証紛争解決事業者の名称及び住所

株式会社ＤＤＲ

東京都港区虎ノ門四―三―二城山トラストコートＥ―一二一一

認証年月日

令和七年四月一日

○法務省告示第八十三号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月二十五日

法務大臣　鈴木　馨祐

認証紛争解決事業者の名称及び住所

株式会社チャイルドサポート

東京都中央区銀座一丁目二十二番十一号

認証年月日

令和七年四月十一日

○外務省告示第百四十七号

令和七年三月十三日にルサカで、ザンビア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がザンビア共和国政府との間に行われた。

令和七年四月二十五日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億八千二百万円

3　贈与の供与期限　令和九年三月三十一日

4　署名者

日本側　竹内一之在ザンビア大使

ザンビア側　シトゥンベコ・ムソコトワネ財務・国家計画大臣

○財務省告示第百二十号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和七年三月十二日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年四月二十五日

財務大臣臨時代理
国務大臣　村上誠一郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第23回	7,000,000,000円	103.64円
〃	第24回	1,000,000,000円	103.62円
〃	第25回	400,000,000円	107.44円
〃	第28回	4,400,000,000円	102.69円
〃	第29回	7,300,000,000円	101.79円
合計		20,100,000,000円	

○農林水産省告示第六百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月二十五日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月二十五日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

唐津市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月二十五日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県勝山市荒土町細野一一六字新道上山一七の一、一七の三、一七の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月二十五日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月二十五日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月二十五日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第七十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和七年四月二十五日

経済産業大臣　武藤　容治

災害名	地域	指定の期間
令和七年三月二十三日に発生した林野火災に係る災害	愛媛県 今治市 西条市	令和七年三月二十三日から令和七年七月二十四日まで

○国土交通省告示第三百四十号

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）第九条の四第一項の規定により、次の機関の行う講習を登録実務講習として登録したので、同規則第九条の十七第一号の規定により、公示する。

令和七年四月二十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録年月日　令和七年四月二十五日
二　登録番号　（一）第〇五号
三　氏名又は商号若しくは名称　株式会社グラディア
四　住所　東京都港区赤坂四―十三―五　三十五号
五　法人である場合の代表者の氏名　見上　佳花
六　登録実務講習事務を行う事務所の名称　株式会社グラディア
七　登録実務講習事務を行う事務所の所在地　東京都港区赤坂四―十三―五　三十五号
八　登録実務講習事務を開始する年月日　令和七年四月二十五日

○国土交通省告示第三百四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月二十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　国境の沢八
二　砂防法第二条の土地の表示
　岩手県下閉伊郡岩泉町門字国境の区域内の土地のうち、次の一点から九十二点までを順次結んだ線及び一点と九十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域
　一点　北緯三九度五四分五三秒五〇三七　東経一四一度三四分五七秒九七三九
　二点　北緯三九度五四分五三秒五四三六　東経一四一度三四分五七秒七五三二
　三点　北緯三九度五四分五三秒三〇七七　東経一四一度三四分五七秒六二六六
　四点　北緯三九度五四分五三秒二三一七　東経一四一度三四分五七秒六四五六
　五点　北緯三九度五四分五二秒六七三二　東経一四一度三四分五七秒七四〇七
　六点　北緯三九度五四分五二秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒三八一三　東経一四一度三四分五七秒八九〇七　北緯三九度五四分五一秒〇五九〇　東経一四一度三四分五七秒九三七六　北緯三九度五四分五〇秒八二五四　東経一四一度三四分五八秒〇四〇五　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　七点　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八五七七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒八九〇七　北緯三九度五四分五一秒〇五九〇　東経一四一度三四分五七秒九三七六　北緯三九度五四分五〇秒八二五四　東経一四一度三四分五八秒〇四〇五　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　八点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五〇秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五〇秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　九点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　十点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　十一点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　十二点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　十三点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　十四点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　十五点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　十六点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　十七点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　十八点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　十九点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　二十点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　二十一点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　二十二点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　二十三点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　二十四点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　二十五点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　二十六点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　二十七点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　二十八点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　二十九点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　三十点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　三十一点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　三十二点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　三十三点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　三十四点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　三十五点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　三十六点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　三十七点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　三十八点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　三十九点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　四十点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　四十一点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　四十二点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　四十三点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一四八七　東経一四一度三四分五八秒一九八〇　北緯三九度五四分五〇秒〇〇一一　東経一四一度三四分五八秒二五四九
　四十四点　北緯三九度五四分五〇秒〇三二七　東経一四一度三四分五七秒八八四八　北緯三九度五四分五一秒九三二六　東経一四一度三四分五七秒八八五七　北緯三九度五四分五一秒八六一三　東経一四一度三四分五七秒九〇七七　北緯三九度五四分五〇秒七九九六　東経一四一度三四分五八秒二二一　北緯三九度五四分五〇秒七八七二　東経一四一度三四分五八秒二〇六　北緯三九度五四分五〇秒七〇三三　東経一四一度三四分五八秒二〇九九　北緯三九度五四分五〇秒六八七三　東経一四一度三四分五八秒〇八一一　北緯三九度五四分五〇秒四五二〇　東経一四一度三四分五八秒一二八九　北緯三九度五四分五〇秒一

六十四点　北緯三九度五四分四八秒二一八六　東経一四一度三四分五九秒〇〇六三
六十五点　北緯三九度五四分四八秒四二〇四　東経一四一度三四分五九秒三三一二
六十六点　北緯三九度五四分四八秒九五六〇　東経一四一度三四分五四秒八五三八
六十七点　北緯三九度五四分四九秒三五一八　東経一四一度三四分五四秒二九三七
六十八点　北緯三九度五四分四九秒四四〇〇　東経一四一度三四分五八秒二八一〇
六十九点　北緯三九度五四分四九秒七二九二　東経一四一度三四分五八秒〇三九五
七十点　北緯三九度五四分五〇秒〇四四二　東経一四一度三四分五七秒八六二三
七十一点　北緯三九度五四分五〇秒三八一四　東経一四一度三四分五七秒七八二九
七十二点　北緯三九度五四分五〇秒七〇八七　東経一四一度三四分五七秒六七四一
七十三点　北緯三九度五四分五〇秒七二七九　東経一四一度三四分五七秒五九七二
七十四点　北緯三九度五四分五〇秒七八八三　東経一四一度三四分五七秒六〇六二
七十五点　北緯三九度五四分五〇秒八九八〇　東経一四一度三四分五七秒六四〇〇
七十六点　北緯三九度五四分五一秒〇三七〇　東経一四一度三四分五七秒六二一四
七十七点　北緯三九度五四分五一秒三五八六　東経一四一度三四分五七秒六五六九
七十八点　北緯三九度五四分五一秒八六七一　東経一四一度三四分五七秒六〇一六
七十九点　北緯三九度五四分五二秒〇〇五〇　東経一四一度三四分五七秒五四七六
八十点　北緯三九度五四分五二秒一四五三　東経一四一度三四分五七秒五三二九
八十一点　北緯三九度五四分五二秒一九六五　東経一四一度三四分五七秒四九八八
八十二点　北緯三九度五四分五二秒二三一三　東経一四一度三四分五七秒三六七五
八十三点　北緯三九度五四分五二秒四九五〇　東経一四一度三四分五七秒四四六九
八十四点　北緯三九度五四分五二秒六四七六　東経一四一度三四分五七秒四一四〇
八十五点　北緯三九度五四分五三秒二〇一一　東経一四一度三四分五七秒二五六〇
八十六点　北緯三九度五四分五三秒三〇〇一　東経一四一度三四分五七秒二五二〇
八十七点　北緯三九度五四分五三秒五四五三　東経一四一度三四分五七秒三五三三

八十八点　北緯三九度五四分五三秒六〇八五　東経一四一度三四分五七秒三七九四
八十九点　北緯三九度五四分五三秒九八〇二　東経一四一度三四分五七秒五七四一
九十点　北緯三九度五四分五四秒〇四二六　東経一四一度三四分五七秒五六八三
九十一点　北緯三九度五四分五三秒九六九七　東経一四一度三四分五七秒六三二三
九十二点　北緯三九度五四分五三秒六八六五　東経一四一度三四分五七秒八三三二

○国土交通省告示第三百四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月二十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中屋敷の沢（二）

二　砂防法第二条の土地の表示

岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字中屋敷上の区域内の土地のうち、次の一点から四十点までを順次結んだ線及び一点と四十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点　北緯四〇度一〇分〇六秒六六九九　東経一四一度一八分〇六秒三一八九
二点　北緯四〇度一〇分〇六秒六七三六　東経一四一度一八分〇六秒二四〇七
三点　北緯四〇度一〇分〇六秒五四三三　東経一四一度一八分〇六秒二四一二
四点　北緯四〇度一〇分〇六秒四三二一　東経一四一度一八分〇六秒〇六七〇
五点　北緯四〇度一〇分〇六秒四四〇〇　東経一四一度一八分〇五秒九〇〇〇
六点　北緯四〇度一〇分〇六秒六三一一　東経一四一度一八分〇五秒六八二六
七点　北緯四〇度一〇分〇六秒六四八九　東経一四一度一八分〇五秒三〇六五
八点　北緯四〇度一〇分〇六秒五六二八　東経一四一度一八分〇五秒一三九三
九点　北緯四〇度一〇分〇六秒五七〇五　東経一四一度一八分〇四秒九七六三
十点　北緯四〇度一〇分〇六秒六四九四　東経一四一度一八分〇四秒八八九五
十一点　北緯四〇度一〇分〇六秒七五二四　東経一四一度一八分〇四秒二八四四
十二点　北緯四〇度一〇分〇六秒四二四九　東経一四一度一八分〇三秒二四八一
十三点　北緯四〇度一〇分〇六秒四五四四　東経一四一度一八分〇三秒〇七九一
十四点　北緯四〇度一〇分〇六秒四五四四　東経一四一度一八分〇三秒〇七九一
十五点　北緯四〇度一〇分〇六秒六六二〇　東経一四一度一八分〇二秒八二一五
十六点　北緯四〇度一〇分〇六秒七八七二　東経一四一度一八分〇二秒八七七〇
十七点　北緯四〇度一〇分〇七秒〇六八四　東経一四一度一八分〇一秒六〇四五
十八点　北緯四〇度一〇分〇六秒九九〇〇　東経一四一度一八分〇一秒一六四九
十九点　北緯四〇度一〇分〇七秒一〇一六　東経一四一度一八分〇〇秒四八一〇
二十点　北緯四〇度一〇分〇七秒〇八九五　東経一四一度一八分〇〇秒三五〇五
二十一点　北緯四〇度一〇分〇七秒二九七三　東経一四一度一八分〇〇秒三二六九
二十二点　北緯四〇度一〇分〇七秒三八八九　東経一四一度一八分〇〇秒六二六八
二十三点　北緯四〇度一〇分〇七秒五三六四　東経一四一度一八分〇二秒二五五四
二十四点　北緯四〇度一〇分〇七秒四五七九　東経一四一度一八分〇二秒八三一二
二十五点　北緯四〇度一〇分〇七秒五八六〇　東経一四一度一八分〇三秒〇八二七
二十六点　北緯四〇度一〇分〇七秒六五二一　東経一四一度一八分〇三秒四一七六

○東北地方整備局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四　号　盛岡市渋民字長渡六五番一から同市渋民字鶴飼一四番四　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月二十六日

○九州地方整備局告示第八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

九州地方整備局長　森田　康夫

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百二十六号　指宿市東方字馬場ノ上三〇番一から同市東方字馬場ノ上二五番二まで　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月二十五日

二十七点　北緯四〇度一〇分〇七秒五五一六　東経一四一度一八分〇三秒九九四六
二十八点　北緯四〇度一〇分〇六秒九九九七　東経一四一度一八分〇四秒二六六五
二十九点　北緯四〇度一〇分〇六秒九五三五　東経一四一度一八分〇四秒二四五五
三十点　北緯四〇度一〇分〇六秒八六六三　東経一四一度一八分〇四秒八八四三
三十一点　北緯四〇度一〇分〇六秒九四六八　東経一四一度一八分〇五秒〇〇二五
三十二点　北緯四〇度一〇分〇六秒九三八八　東経一四一度一八分〇五秒一七一八
三十三点　北緯四〇度一〇分〇六秒八四三三　東経一四一度一八分〇五秒六九三三
三十四点　北緯四〇度一〇分〇六秒八二五六　東経一四一度一八分〇五秒六九三三
三十五点　北緯四〇度一〇分〇六秒九七九二　東経一四一度一八分〇五秒九四八五
三十六点　北緯四〇度一〇分〇六秒九七一八　東経一四一度一八分〇六秒一〇三二
三十七点　北緯四〇度一〇分〇六秒八七〇三　東経一四一度一八分〇六秒二五九四
三十八点　北緯四〇度一〇分〇六秒八七〇七　東経一四一度一八分〇六秒二六一四
三十九点　北緯四〇度一〇分〇六秒七二七五　東経一四一度一八分〇六秒三〇九七
四十点　北緯四〇度一〇分〇六秒七二六九　東経一四一度一八分〇六秒三二三五

○北海道開発局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道厚岸郡厚岸町尾幌一七七一番から同町糸魚沢四二二番まで	前 A	一四〇～一五五 メートル	二三・八五三 キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	一四・三九～一四・〇〇	一・三九八	
	前 C	一四・〇〇～一八五・五〇	九・七二三	
	前 D	八・五〇～一四・〇〇	一一・八六三	
	後 A	一四〇～一五五	二三・八五三	
	後 B	一四・三九～一六三・四五	一・三九八	
	後 C	一四・〇〇～二〇八・六一	九・七二三	
	後 D	八・五〇～一八五・五〇	一一・八六三	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道檜山郡厚沢部町字上の山六七番三から同町字上の山六六番五まで	前	三五・〇七～一三二・八四 メートル	〇・二七九 キロメートル
	後	三五・〇七～一三二・八四	〇・二七九

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
函館市古部町道有林渡島東部管理区四六林班地内	前	二四・〇〇～五七・九四 メートル	〇・三七二 キロメートル
	後	二四・〇〇～六八・四八	〇・三七二

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

北海道開発局長　坂場　武彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百二十七号　北海道檜山郡厚沢部町字上の山六七番三から同町字上の山六六番五まで　北海道開発局及び同局函館開発建設部

供用開始の期日　令和七年四月二十五日

○北海道開発局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

北海道開発局長　坂場　武彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百七十八号　函館市尾札部町一八三五番一から同市尾札部町一八三五番一地先まで　北海道開発局及び同局函館開発建設部

供用開始の期日　令和七年四月二十五日

○北海道開発局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

北海道開発局長　坂場　武彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十八号　北海道空知郡南富良野町字幾寅六八七番一地内　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

供用開始の期日　令和七年四月二十六日

国会事項

衆議院

条約送付通知書受領

四月二十三日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

議案通知書受領

四月二十三日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

質問書提出

四月二十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
がん検診の新技術に関する質問主意書（井坂信彦提出）
山林火災の消火活動に海水を利用することに関する質問主意書（井坂信彦提出）
子どもの自殺防止に関する質問主意書（井坂信彦提出）
難民認定申請者の保護に関する質問主意書（上村英明提出）
ビール製造免許及び発泡酒製造免許を有する小規模事業者の実態に係る国税庁の保有する情報の開示に関する質問主意書（五十嵐えり提出）
日本の成人向け映像コンテンツによる外貨獲得の機会損失と海賊版対策に関する質問主意書（八幡愛提出）
統合型リゾート（ＩＲ）開設に伴う性風俗産業及び感染症対策等に関する質問主意書（八幡愛提出）

議事日程

四月二十四日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第二十一号
令和七年四月二十四日（木曜日）
午後一時開議
第一　人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案（内閣提出）
第二　防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第三　下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第四　特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第五　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
第六　海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件
第七　職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）の締結について承認を求めるの件
第八　千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

参議院

議案付託

四月二十三日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）
法務委員会に付託
航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）
航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）
千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）
東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第一〇号）
外交防衛委員会に付託

議決通知

四月二十三日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

条約送付及び通知

四月二十三日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

人事異動

国家公安委員会

（科学警察研究所総務部長）警視監　杉本　伸正
宮城県警察本部長を命ずる
（警察庁長官官房付）警視長　仲村　健二
山梨県警察本部長を命ずる
（同）同　敦澤　洋司
三重県警察本部長を命ずる
（同）警視監　小西　康弘
兵庫県警察本部長を命ずる
（警察庁長官官房総務課理事官）警視正　青山　真一
警視長に任命する
鳥取県警察本部長を命ずる
（警察庁長官官房参事官（総合調整・刑事手続のＩＴ化・統計総括担当））警視長　岩田　康弘
高知県警察本部長を命ずる
（警察庁刑事局捜査第一課長）同　佐藤　昭一
熊本県警察本部長を命ずる
（警察大学校警備教養部長）同　角田　秀人
北海道警察函館方面本部長を命ずる（以上三月三十一日）

警察庁

（警察庁長官官房技術総括審議官）警察庁技官　堀内　雄人
（警察大学校附属警察情報通信学校長）同　大森　栄治
（関東管区警察学校長）警視監　那須　修
辞職を承認する（各通）
（近畿管区警察局長）同　大原　光博
（宮城県警察本部長）同　細田　正
警察庁長官官房付を命ずる（各通）
（警察庁長官官房付）同　大原　光博
（同）同　細田　正
辞職を承認する（各通）
（警察庁交通局交通指導課長）警視長　磯　丈男
警視監に任命する
辞職を承認する
（山梨県警察本部長）同　小柳津　明
（高知県警察本部長）同　髙清水善弘
（北海道警察函館方面本部長）同　伊藤　奨
警察庁長官官房付を命ずる（各通）
（警察庁長官官房付）同　小柳津　明
（同）同　髙清水善弘
（同）同　伊藤　奨
警視監に任命する
辞職を承認する（各通）

（中国四国管区警察局長）警視監　村田　達哉
近畿管区警察局長を命ずる
（兵庫県警察本部長）同　村井　紀之
中国四国管区警察局長を命ずる
（北海道警察情報通信部長）警察庁技官　飯濱　誠
警察庁長官官房技術総括審議官を命ずる
（福岡県警察本部警務部長）警視監　川畑　佳市
警察庁技官に任命する
警察大学校附属警察情報通信学校長を命ずる
（鳥取県警察本部長）警視長　野村　朋美
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　野村　朋美
原子力規制委員会に出向させる
（警察庁長官官房人事課監察官）警視正　渡辺　幸次
警視長に任命する
警察庁長官官房参事官（総合調整・刑事手続のIT化・統計総括担当）兼生活安全局付兼刑事局付を命ずる
（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　野田　哲之
警視長に任命する
警察庁長官官房参事官（サイバー情報担当）兼警備局付を命ずる
（警察庁長官官房付）警視長　山本　哲也
警察庁刑事局捜査第一課長を命ずる
（神奈川県警察本部刑事部長）同　崎山　慶
警察庁交通局交通指導課長を命ずる
（警察庁サイバー警察局サイバー捜査課長）同　種田　英明
警察庁サイバー警察局情報技術解析課長兼務を命ずる
（警察大学校警務教養部長兼特別捜査幹部研修所付兼警察政策研究センター付）警視監　森本　敦司
警察大学校警備教養部長兼務を命ずる
（科学警察研究所副所長）同　白井　利明
科学警察研究所総務部長事務取扱を命ずる
（関東管区警察局情報通信部付）警察庁技官　山本　栄幹
関東管区警察局情報通信部長を命ずる
（警察庁サイバー警察局情報技術解析課長）同　塚本　雅人
警視長に任命する
中部管区警察局総務監察・広域調整部長を命ずる
（佐賀県警察本部警務部長）警視正　中道　一輔
中国四国管区警察局総務監察・広域調整部長を命ずる
（関東管区警察局情報通信部長）警察庁技官　初川　泰介
北海道警察情報通信部長を命ずる
（内閣官房内閣衛星情報センター分析部主任分析官）内閣事務官　佐藤　卓也
警視正に任命する
東北管区警察学校長を命ずる
（警察庁長官官房人事課監察官）警視長　伊藤　健一
関東管区警察学校長を命ずる
（関東管区警察局総務監察部首席監察官）警視正　角　広志
近畿管区警察学校長を命ずる（以上三月三十一日）
（警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センター付）警察庁技官　加門　俊彦
警視長に任命する
警察大学校サイバー警察教養部長兼教授を命ずる
（科学警察研究所法科学第三部付主任研究官）同　岩田　祐子
科学警察研究所法科学第三部長を命ずる
（科学警察研究所長）同　木下　博之
科学警察研究所法科学第四部長事務取扱を命ずる
（科学警察研究所交通科学部交通科学第二研究室長）同　岡村　和子
科学警察研究所交通科学部長を命ずる
（中国四国管区警察局情報通信部付）同　喜納　兼之
中国四国管区警察局情報通信部長を命ずる（以上四月一日）

福岡県

○議長選挙
香原勝司議長は、四月十一日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　藏内　勇夫

皇室事項

行幸
天皇陛下は、四月十八日午後六時十六分御出門、バレエ公演「ジゼル」を御鑑賞のため、新国立劇場（渋谷区）へ行幸、同十時四十分還幸になった。

官庁報告

官庁事項

国営東近江土地改良事業（区画整理・農業用用排水）計画の公告
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、国営東近江土地改良事業（区画整理・農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。
令和7年4月25日
農林水産大臣　江藤　拓
1　縦覧に供すべき書類の名称
国営東近江土地改良事業計画書（区画整理）の写し
国営東近江土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し
2　縦覧期間
令和7年4月25日から令和7年5月16日まで
3　縦覧場所
農林水産省近畿農政局のウェブサイト

近畿地方整備局公示
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。
令和7年4月25日
近畿地方整備局長　長谷川朋弘

道路の種類	路線名	区間
一般国道	171号	高槻市朝日町200番7から同市富田丘町200番37までの上下線

北海道開発局公示
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年四月二十五日
北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十八号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
北海道空知郡南富良野町字幾寅六八七番一地内	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(四) 制限の対象とする占用物件
(五) 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日
令和七年四月二十六日
(七) 図面縦覧場所
北海道開発局及び同局旭川開発建設部

法　　務

公証人任免

森田祐一は公証人に任命され、札幌法務局所属元公証人水野谷幸夫の後任を命ぜられた。（四月一日）

東京法務局所属公証人渡辺登は願により公証人を免ぜられた。

竹中理比古は公証人に任命され、東京法務局所属公証人渡辺登の後任を命ぜられた。（以上四月一日）（法務省）

産　　業

日本産業規格

令和７年４月25日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年４月25日

経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌

記

改正された日本産業規格
（日本産業標準調査会審議）
コンクリート用語　A0203
（内容省略）
備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

令和７年４月25日に下記の日本産業規格を廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年４月25日

国土交通大臣　中野　洋昌

記

廃止された日本産業規格
（日本産業標準調査会審議）
床の滑り試験方法（振子形）　A1407

公　　告

諸　　事　　項

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年４月25日　関東経済産業局長　佐合　達矢

名　　称	株式会社ＮＴＴデータグループ
本店の所在地	東京都江東区豊洲三丁目３番３号
登録番号	関東（ク）第155号
営業廃止年月日	令和６年12月27日

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年４月25日　関東経済産業局長　佐合　達矢

名　　称	日本チェリー株式会社
本店の所在地	東京都新宿区市谷本村町２番３号
登録番号	関東（ク）第180号
営業廃止年月日	令和７年３月14日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算終結

令和４年（ヒ）第１号

徳島県阿南市畭町亀崎60番地２
清算株式会社　高砂海運株式会社
１　決定年月日　令和７年４月11日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

徳島地方裁判所阿南支部

特別清算協定認可

令和６年（ヒ）第２号

長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触296番地１
清算株式会社　白川商事株式会社
代表清算人　白川　文子
１　決定年月日　令和７年４月11日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

清算株式会社は、下記の各協定債権者の債権（元本、利息及び遅延損害金）につき、その全額の免除を受ける。

記

⑴　株式会社日本政策金融公庫
⑵　長崎県信用保証協会

以上

長崎地方裁判所壱岐支部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

外務省共済組合定款の一部変更について

外務省共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。

令和７年３月31日

外務省共済組合代表者
外務大臣　岩屋　毅

第30条第１項の表中「6.45」を「5.69」に、「3.97」を「4.55」に、「12.90」を「11.38」に改め、同条第２項の表中「6.45」を「5.69」に改め、同条第３項中「3.47」を「2.65」に改める。

附　則

１　この変更は、令和７年４月１日から施行する。

２　変更後の第30条第１項から第３項までの規定は、令和７年４月以降の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年四月二十一日
　掲載頁　四十五頁（号外第八十九号）
（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年四月二十一日
　掲載頁　四十六頁（号外第八十九号）

令和七年四月二十五日
岩手県北上市村崎野一九地割二九四番地一〇
（甲）株式会社アスリンク
代表取締役　根子　修
岩手県北上市藤沢二二地割一五番地四
（乙）株式会社Ｎスタジオ
代表取締役　中島　剛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和六年五月二十三日
　掲載頁　四十五頁（号外第一二三号）
令和七年四月二十五日
東京都新宿区下落合一丁目四番一〇号
（甲）エステー株式会社
代表執行役　上月　洋
東京都新宿区下落合一丁目四番一〇号
（乙）エステービジネスサポート株式会社
代表取締役　辻　幹夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和六年十一月二十九日
　掲載頁　五十三頁（号外第二七九号）
（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和六年十一月二十九日
　掲載頁　四十八頁（号外第二七九号）
令和七年四月二十五日
東京都渋谷区渋谷二丁目一五番一号
（甲）株式会社ビズリーチ
代表取締役　酒井　哲也
東京都渋谷区渋谷二丁目一五番一号
（乙）Cloud Solutions株式会社
代表取締役　酒井　哲也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和六年十一月二十九日
　掲載頁　四十八頁（号外第二七九号）
（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和六年十一月二十九日
　掲載頁　四十八頁（号外第二七九号）
令和七年四月二十五日
東京都渋谷区渋谷二丁目一五番一号
（甲）トラボックス株式会社
代表取締役　皆川　拓也
東京都渋谷区渋谷二丁目一五番一号
（乙）株式会社ＴＲＵＸ
代表取締役　中嶋　孝昌

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年四月十五日
　掲載頁　三十五頁（号外第八十五号）
（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年四月十五日
　掲載頁　三十八頁（号外第八十五号）
令和七年四月二十五日
東京都渋谷区南平台町二番一三号
（甲）株式会社コンティキ
代表取締役　土井　満
横浜市西区平沼一丁目四〇番一一―四一五号
（乙）株式会社こんくり
代表取締役　柏　善昭

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき、乙、丙及び丁は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙、丙及び丁の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙・丁）https://www.yamaha-robotics.com/corporate/public_notice

（丙）掲載紙　信濃毎日新聞
掲載の日付　令和七年三月二十六日
掲載頁　二十九頁

令和七年四月二十五日
東京都武蔵村山市伊奈平二丁目五一番地の一
（甲）ヤマハロボティクスホールディングス株式会社
代表取締役　中村　亮介
東京都武蔵村山市伊奈平二丁目五一番地の一
（乙）株式会社新川
代表取締役　大岡　文彦
長野県千曲市大字上徳間九〇番地
（丙）アピックヤマダ株式会社
代表取締役　宮田　靖久
埼玉県坂戸市千代田五丁目七番一号
（丁）株式会社ＰＦＡ
代表取締役　飯島　芳紀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日
東京都板橋区蓮根二丁目二七―一二
（甲）合同会社城北会計
代表社員　津田　和生
東京都板橋区蓮根二丁目二七―一二
（乙）合同会社ちょるる
代表社員　津田　和生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月二十八日
掲載頁　六十八頁（号外第四十一号）

（乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月二十八日
掲載頁　六十八頁（号外第四十一号）

令和七年四月二十五日
東京都中野区上高田二丁目四九番五号
（甲）洋光電子株式会社
代表取締役　渡辺　孝史
東京都中野区上高田二丁目四九番五号
（乙）城陽電子機器株式会社
代表取締役　渡辺　孝史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載紙　宮古毎日新聞
掲載の日付　令和七年四月二十一日
掲載頁　十四頁

令和七年四月二十五日
東京都中央区京橋三丁目三番二号
（甲）株式会社ケイアソシエイツ
代表取締役　髙橋　修平
東京都港区虎ノ門三丁目一一番一五号（ＳＶＡＸ・ＴＴビル）
（乙）株式会社ＪＴＳ
代表取締役　髙橋　修平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.tn-sanso.co.jp
掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年三月二十八日
掲載頁　十八頁

令和七年四月二十五日
東京都品川区小山一丁目三番二六号
（甲）大陽日酸株式会社
代表取締役社長　永田　研二
神奈川県川崎市川崎区扇町五番一号
（乙）株式会社クリーンエス昭和
代表取締役社長　須崎　研二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.alhinc.jp/
（乙）https://www.careersystems.jp/
令和七年四月二十五日
東京都目黒区目黒一丁目二四番一二号
（甲）ＡＬＨ株式会社
代表取締役　畠山　奨二
東京都港区赤坂七丁目一〇番九号赤坂伊藤ビル三階
（乙）株式会社キャリアシステムズ
代表取締役　丸井　英軌

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲及び乙ともに）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月七日
掲載頁　七十八頁（号外第七十八号）
令和七年四月二十五日
神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目二番四号
（甲）株式会社ＢｕｄｄｙＣｏｍｐａｓｓ
代表取締役　髙石　大地
神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目二番四号
（乙）株式会社Ｌａｆｔｉｖｅ
代表取締役　髙石　大地

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）https://www.corezo.co.jp/company/
令和七年四月二十五日
石川県金沢市南町二番一号
（甲）株式会社地域未来創造
代表取締役社長　坂野　洋一
石川県金沢市広岡二丁目一二番六号
（乙）株式会社ＣＯＲＥＺＯ
代表取締役社長　園　悟志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年一月二十一日
掲載頁　十四頁

令和七年四月二十五日
愛知県碧南市中山町七丁目二六番地
（甲）旭鉄工株式会社
代表取締役　木村　哲也
愛知県碧南市中山町七丁目二六番地
（乙）株式会社旭鉄工所
代表取締役　木村　哲也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月二十八日
掲載頁　二八六頁（号外第一五七号）

（乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十二月二十七日
掲載頁　七十五頁（号外第三〇五号）

令和七年四月二十五日
大阪府大阪市西区新町四丁目一七番二七号
（甲）株式会社タツタ
取締役社長　碓井　克久
広島県広島市西区観音本町一丁目七番一〇号
（乙）松栄商事株式会社
取締役社長　北束　彰啓

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十日
掲載頁　二〇二頁（号外第八十一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十日
掲載頁　二〇三頁（号外第八十一号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十日
掲載頁　二〇二頁（号外第八十一号）
（丁）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十日
掲載頁　二〇三頁（号外第八十一号）
令和七年四月二十五日
大阪市北区芝田二丁目八番一〇号
（甲）株式会社ジャパンフーズ大阪
代表取締役　中見　英昭
福岡県那珂川市今光五丁目一四番一号
（乙）株式会社ジャパンフーズ福岡
代表取締役　中見　英昭
名古屋市千種区振甫町二丁目六〇番地の二
（丙）株式会社ジャパンフーズ
代表取締役　中見　英昭
大阪市北区芝田二丁目八番一〇号
（丁）株式会社大宝フーズ
代表取締役　豊村　正勝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月七日
掲載頁　八十頁（号外第七十八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月七日
掲載頁　六十九頁（号外第七十八号）

令和七年四月二十五日
大阪市北区長柄西一丁目二番二五号
（甲）日本精工硝子株式会社
代表取締役　三野　親慶
大阪市北区長柄西一丁目二番二五号
（乙）大誠硝子株式会社
代表取締役　織田　智香

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十一月一日
掲載頁　七十六頁（号外第二五八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十一月一日
掲載頁　七十六頁（号外第二五八号）
令和七年四月二十五日
大阪市北区中之島三丁目二番一八号
（甲）株式会社レスタス
代表取締役　大脇　晋
大阪市北区大淀中四丁目一二番二〇号
（乙）株式会社ＲＥＳＥＥＤ
代表取締役　大脇　晋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十四日
掲載頁　四十七頁（号外第八十三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十四日
掲載頁　四十頁（号外第八十三号）
令和七年四月二十五日
広島市南区段原日出二丁目三番二〇号
（甲）株式会社ＴＡＩＳＥＩ
代表取締役　玉木　昌士
広島市南区段原日出二丁目三番二〇号
（乙）宮田油業株式会社
代表取締役　玉木　昌士

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、令和七年九月十七日までにお申し出下さい。

令和七年四月二十五日
宮崎県延岡市出北一丁目三番二〇号
（甲）医療法人社団永和舎
理事長　松岡　文章
福島県会津若松市徒之町四番二五号
（乙）医療法人徒之町クリニック
理事長　安西　吉行

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により松和整備株式会社（乙、住所青森市大字野木字山口一六四番地四五）の不動産事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十八日
掲載頁　五十二頁（号外第八十八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十八日
掲載頁　四十七頁（号外第八十八号）
令和七年四月二十五日
青森市大字野木字山口一六四番地四五
株式会社昇和
代表取締役　和田　龍志

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の理化学機器販売の事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十二月二十四日
掲載頁　八十八頁（号外第二九九号）

令和七年四月二十五日
東京都中央区日本橋本町二丁目二番二号
（甲）ヤマト科学商事株式会社
代表取締役　森川　智
東京都中央区日本橋本町二丁目二番二号
（乙）ヤマト科学株式会社
代表取締役　森川　智

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＩＴ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://nxtech.co.jp/
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月十二日
掲載頁　九十三頁（号外第四十九号）
令和七年四月二十五日
東京都港区虎ノ門二丁目三番一七号
（甲）ＮＸＴｅｃｈ株式会社
代表取締役　東　剛史
東京都江東区豊洲三丁目二番二四号
（乙）株式会社ｋｉｐｌ＆ｎａｐ
代表取締役　吉田　暁生

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の銀行カードローンに係る保証事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月四日
掲載頁　六十三頁（号外第一六一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十一日
掲載頁　九十二頁（号外第五十九号）
令和七年四月二十五日
東京都千代田区外神田三丁目一二番八号
（甲）新生フィナンシャル株式会社
代表取締役　和智　正
京都市南区西九条院町二六番地
（乙）ニッセン・クレジットサービス株式会社
代表取締役　竹本　理行

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のライフエンディングの総合サイト「ライフドット（Ｌｉｆｅ．）」事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第二項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十月三十日

掲載頁　十頁

令和七年四月二十五日

東京都中央区京橋二丁目一四番一号

（甲）株式会社鎌倉新書

代表取締役　小林　史生

名古屋市中村区名駅三丁目二八番一二号

（乙）株式会社エイチームライフデザイン

代表取締役　間瀬　文雄

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金融・リース・不動産部門　国内不動産事業部（旧社会産業・金融グループ　金融・リース・不動産本部　国内不動産事業部）で行う不動産開発事業及び子会社の管理に係る事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月十九日

掲載頁　七十一頁（号外第一七一号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年四月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

（甲）丸紅都市開発株式会社

代表取締役　藏本　清登

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

（乙）丸紅株式会社

代表取締役　古谷　孝之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の子会社の管理に関する事業を除く全ての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月十九日

掲載頁　七十一頁（号外第一七一号）

令和七年四月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

（甲）新ＭＲＥＤ準備株式会社

代表取締役　藏本　清登

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

（乙）丸紅都市開発株式会社

代表取締役　藏本　清登

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＢｔｏＢ事業本部が営む左記乙の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

①　プロモーションサービス事業

②　フルフィルメントサービス事業

③　ＢＰＯコールセンター事業

④　ＲＰＡ提供事業

⑤　その他の通販ソリューションサービス事業

効力発生日は令和七年六月一日であり、甲は同日付で株式会社ニッセンＬＩＮＸに商号変更することを予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十四日

掲載頁　四十一頁（号外第六十一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十四日

掲載頁　五十四頁（号外第六十一号）

令和七年四月二十五日

東京都新宿区西新宿八丁目一四番二四号

（甲）株式会社アド究舎

（商号変更後の商号）

株式会社ニッセンＬＩＮＸ

代表取締役　山中　幸成

京都市南区西九条院町二六番地

（乙）株式会社ニッセン

代表取締役　羽渕　淳

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の美濃加茂・恵那・都城所在のトレーラーホテル事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

東京都港区港南四丁目六番五―三一〇三号

（甲）湾岸トレーディング２号合同会社

代表社員　金谷　正文

東京都江東区永代二丁目三三番九―三〇二号

（乙）合同会社コビハムランド

代表社員　小口　裕太

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割して甲は乙の不動産事業、太陽光発電建築事業及び電気工事業の一部に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月三十一日

掲載頁　四十八頁（号外第二十号）

令和七年四月二十五日

大阪市福島区福島四丁目二番七五号

（甲）株式会社矢田商店

代表取締役　矢田　隆平

大阪市港区波除二丁目五番二三号

（乙）株式会社ヤタリュウ

代表取締役　矢田　隆平

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む社交飲食店に係る事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　七十一頁（号外第八十八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年九月十七日

掲載頁　九十頁（号外第二一五号）

令和七年四月二十五日

大阪市西区新町三丁目六番一〇号

（甲）ＩＮＳＯＵ　Ｊａｐａｎ　Ｓｔｏｒｙ株式会社

代表取締役　永田　賢弘

大阪市西区新町三丁目六番一〇号

（乙）ＩＮＳＯＵ　Ｗｅｓｔ株式会社

代表取締役　中岡　大亮

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む美容院の運営事業（ただし、屋島店、志度店の店舗は除く。）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　宮古毎日新聞

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　十頁

令和七年四月二十五日

徳島県徳島市北佐古二番町三番三二号

（甲）株式会社エムゼック

代表取締役　吉岡　祐子

徳島県徳島市佐古八番町二番一〇号

（乙）株式会社コアフィールドマサコ

代表取締役　吉岡　祐子

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ナックイエスマート（住所福島県郡山市安積荒井三丁目一〇番地）に対して当社のイエスマート事業（韓国食材・雑貨の卸売および小売販売事業）に関する権利義務全部を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://convebox.jp/

令和七年四月二十五日

福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊字大山一〇番地二六二

株式会社コンビボックス

代表取締役　川島　陽士

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社オクダホールディングス（住所三重県名張市鴻之台二番町一二六）に対して当社の人材雇用（外国人雇用を含む）事業に関する権利義務を、株式会社伊賀牛オクダ（住所三重県名張市鴻之台二番町一二六）に対して当社の精肉、食肉加工販売及び輸出、飲食業（名張市）他の事業に関する権利義務を、株式会社ステーキハウスＧｒａｚｉｅ（住所三重県名張市鴻之台二番町一二六）に対して当社の飲食店業（伊賀市）に関する権利業務を、株式会社問屋北佐（住所三重県名張市鴻之台二番町一二六）に対して当社の食品卸売業、給食業務及び飲食物の提供に関する権利業務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和七年二月十五日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月二十五日

三重県名張市鴻之台二番町一二六

有限会社精肉のオクダ

代表取締役　奥田　哲也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

埼玉県朝霞市三原三丁目三一番九―二〇七号

シャルー合同会社

代表社員　髙橋　深雪

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

千葉県市川市行徳駅前二丁目二二番一三―二〇五号

合同会社ｍｉｒｏｋｕ

代表社員　本間　宏揮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

合同会社ＥｍｏＣｒｉ

代表社員　大津　薫平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号二Ｆ

佐藤鑑定合同会社

代表社員　佐藤　勇一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

東京都杉並区永福三丁目三五番八号

日生プロパティ合同会社

代表社員　星野　憲孝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

愛知県岡崎市能見通一丁目六一番地ウメムラビル一Ｆ

合同会社ｈａｋｕｔｏ

代表社員　加藤　玲於

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

大阪府堺市堺区中安井町三丁目二番一三号

グラン堺東六Ｆ―Ｅ

アルカナソリューション合同会社

代表社員　松田　信祐

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

奈良県天理市守目堂町三〇〇番地

ｎｕｌｌｈｏｕｓｅ合同会社

代表社員　小松　真

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

熊本県上天草市龍ケ岳町樋島五六五番地五三

合資会社森平海運

代表社員　森平　義継

組織変更公告

当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年四月二十五日

鹿児島県霧島市隼人町松永五二四二番地二

農事組合法人霧島さくら農園

理事　下田　勝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

沖縄県宮古島市平良字東仲宗根五六四番地の八

太平タクシー合名会社

代表社員　宇座　憲次

効力発生日変更公告

左記会社は、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする吸収分割について、効力発生日を令和七年五月一日から令和七年五月十二日に変更いたしましたので公告します。

令和七年四月二十五日

東京都港区港南二丁目一五番三号

（甲）アポロリンク株式会社

代表取締役　渡邊　信彦

東京都墨田区両国二丁目一〇番一四号

（乙）出光クレジット株式会社

代表取締役　二ノ倉　努

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し、その一部二千五百万円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十一月二十九日

掲載頁　五十七頁（号外第二七九号）

令和七年四月二十五日

東京都港区六本木六丁目一五番一号

六本木ヒルズけやき坂テラス三階

株式会社ハレの日

代表取締役　山口　益広

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億三千百十八万三千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月二十五日

東京都大田区田園調布三丁目二〇番一〇号

有限会社明光

取締役　寺田　綾子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://mento.co.jp/koukoku

令和七年四月二十五日

東京都渋谷区渋谷二丁目一一番五号クロスオフィス渋谷メディオ七Ｆ

株式会社ｍｅｎｔｏ

代表取締役　木村　憲仁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月二十五日

東京都港区新橋一丁目一二番九号

株式会社コタック・エネルギー・パートナーズ

代表取締役　西島　修

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千二百三十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月十四日

掲載頁　二頁

令和七年四月二十五日

東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目七番九号

ＴＱ茅場町八階

ＤｉｎｅＶｉｔａ　Ｇｒｏｕｐ株式会社

代表取締役　田中　裕真

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億三千三百八十九万四百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十一日

掲載頁　四十三頁（号外第八十二号）

令和七年四月二十五日

東京都世田谷区上馬一丁目一七番五号

ＯＮＩＧＯ株式会社

代表取締役　梅下　直也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　信濃毎日新聞

掲載の日付　令和七年四月十一日

掲載頁　二十三頁

令和七年四月二十五日

長野市篠ノ井御幣川一一二八番地の一

渡辺商事株式会社

代表取締役　渡辺　英祐

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　六十一頁（号外第六十九号）

令和七年四月二十五日

静岡県浜松市中央区伊左地町三〇〇二番地の三

株式会社エイピースミヨシ

代表取締役　太田　利治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　六十九頁（号外第七十二号）

令和七年四月二十五日

広島県福山市山野町大字山野三八四三番地

コーオン工業株式会社

代表取締役　柴田　雅弘

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億五千五百六十五万四千五百四十円減少し二十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月二十五日

名古屋市中村区名駅五丁目三番八号

株式会社エイトンホールディングス

代表取締役　髙田　晋治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千十万七千五百円、資本準備金の額を二億一千十万七千五百円減少し、それぞれ五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年四月二十五日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月十七日

掲載頁　一二九頁（号外第二四二号）

令和七年四月二十五日

東京都千代田区麹町二丁目五番地一

株式会社バカン

代表取締役　河野　剛進

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千五百万円、資本準備金の額を一億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十一月二十九日

掲載頁　四十八頁（号外第二七九号）

令和七年四月二十五日

東京都渋谷区渋谷二丁目一五番一号

株式会社ＴＲＵＸ

代表取締役　中嶋　孝昌

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千二百六十五万千八百五円、資本準備金の額を九千二百六十五万千八百五円減少し、また、令和七年五月三十一日までにＣ２種優先株式の発行があった場合には、資本金及び資本準備金の額を当該Ｃ２種優先株式発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額分減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月二十五日

掲載頁　八頁

令和七年四月二十五日

東京都目黒区三田二丁目四番四号

株式会社ＷＡＫＵＷＡＫＵ

代表取締役　鎌田　友和

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を六億六千万円、資本準備金の額を七億二千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目七番二号

株式会社Ｊａｐａｎ　Ｐｒｏｍｏｔｉｏｎ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ

代表取締役　丸山　哲夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月二十五日

東京都港区愛宕二丁目五番一号

ＢＡＳＦ・メタルズ・ジャパン株式会社

代表取締役　池田　大輔

合併につき株券等提出公告

当社は、ＳＦホールディングス株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年六月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年四月二十五日

愛知県北名古屋市九之坪鴨田五六番地

サンフレッシュ株式会社

代表取締役　髙松　哲也

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である瀧澤信太郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

東京都目黒区上目黒一丁目一三番一二号サンライズ中目黒三〇三

ＳＱＵＡＲＥ　ＫＮＯＴ　ＬＴＤ.

日本における代表者　瀧澤信太郎

合併並びに資本金及び準備金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

また、甲は資本金の額を四億九千九百五十万五千円、資本準備金の額を五億三千七百四十九万五千円減少することにいたしました。

この合併並びに資本金及び準備金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　五十四頁（号外第八十八号）

令和七年四月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

（甲）ＳＦホールディングス株式会社

代表取締役　松枝　秀和

愛知県北名古屋市九之坪鴨田五六番地

（乙）サンフレッシュ株式会社

代表取締役　髙松　哲也

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、乙の株券を所有する方は、合併の効力発生日である令和七年七月一日までに乙にご提出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月七日

掲載頁　四頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月七日

掲載頁　四頁

令和七年四月二十五日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

（甲）コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社

代表取締役　野村真一郎

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

（乙）コルテバ・ジャパン株式会社

代表取締役　野村真一郎

自己株式取得事項の通知公告

当社は、令和六年十月十七日開催の当社取締役会において、令和六年十月十七日開催の第八十五期定時株主総会決議を受け、自己株式の取得を実施することを決議いたしましたので左記のとおり公告いたします。

記

一、取得する株式の種類　当社普通株式

二、取得する株式の総数　五万株を上限とする。

三、株式一株当たりの取得金額　七千五百円

四、株式の取得価額の総額　三億七千五百万円を上限とする。

五、取得方法　株主全員に譲渡の勧誘をする方法とする。

六、取得する期間（株式譲渡の申込み期間）　令和七年四月二十五日～令和七年五月九日

令和七年四月二十五日

東京都港区元赤坂一丁目五番二七号

佐藤製薬株式会社

代表取締役社長　佐藤　誠一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asuna-accounting.com/company/ariakeoffice.html

令和七年四月二十五日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー一二階

Residential Portfolio One特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金七億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年四月十一日付官報の号外第八十二号五十一頁に掲載されています。

令和七年四月二十五日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

セントリア特定目的会社

取締役　菊地　耕平

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二十三億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和七年四月八日付官報の号外第七十九号六十一頁に掲載されています。

令和七年四月二十五日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　ＲＷ原木３特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千七百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/

令和七年四月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス１特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資のうち四千七百六十万口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は効力発生日である令和七年五月二十七日までに当社にご提出下さい。

令和七年四月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス１特定目的会社

取締役　髙山　知也

債権申出の公告（第三回）

一般社団法人日本経営協会は令和七年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十五日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三一番一一号

一般社団法人日本経営協会

確定給付企業年金清算人　山田　剛央

訂正公告

令和七年四月十六日（号外第八十六号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、株式会社ティーインベストメントの住所「東京都千代田区神田佐久間町一丁目八番四号アルテール秋葉原七〇八」とあるは「東京都千代田区神田和泉町一―七―五」の誤りにつき訂正いたします。

令和七年四月二十五日

東京都千代田区神田和泉町一―七―五

（甲）株式会社ティーインベストメント

代表取締役　服部　浩一

東京都千代田区神田和泉町一―七―五

（乙）株式会社セカンドトラスト

代表取締役　服部　浩一

訂正公告

令和七年四月十七日（号外第八十七号）掲載の株式会社リブ・コンサルティングに係る第十三期決算公告（枠組）中、通期に「第十二期」とあるは「第十三期」の、代表取締役に「関　巌」とあるは「関　巌」の誤りにつき訂正します。

令和七年四月二十五日

扱　店

訂正公告

令和七年四月二十三日（号外第九十一号）掲載の株式会社ブルックスに係る合併公告及び決算公告（枠組）中、甲の決算公告の商号「株式会社ブルック」とあるは「株式会社ブルックス」の誤りにつき訂正します。

令和七年四月二十五日

扱　店